

第 2.0 版 (2021.9.3)

令和3年度  
神奈川県テレワーク導入促進事業  
アドバイザー派遣企業募集要項

令和3年7月

神奈川県雇用労政課作成

※本事業は、株式会社イマクリエが神奈川県から受託し、運営いたします。

## 1. 本事業の目的

在宅勤務型のテレワークの導入を希望する30社の神奈川県内の中小企業等（以下「支援対象企業」という。）にテレワークに関する専門家をアドバイザーとして派遣し、業務の選定や社内ルールの作成、セキュリティやシステム導入及び労務管理等に関するコンサルティングを行い、あわせて従業員のテレワーク体験の試行を支援します。また、希望する企業は、試行等で使用する機器等の経費も補助します。（※補助対象や補助率等については令和3年度神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金に基づきます。）

終了後は、支援対象企業及びテレワークを体験した従業員を対象に、本事業による効果等に関するアンケートを実施します。

さらに、支援対象企業の取組を事例集にまとめて公表し、県内のテレワークの普及を促進します。

## 2. 応募資格

県内中小企業者（常時雇用する従業員を2名以上、かつ雇用保険被保険者である県内事業所に所属する従業員を申込み時点で2名以上雇用していること）

※P5、P6の「(1) アドバイザー派遣における中小企業者の定義」及び「(2) アドバイザー派遣における常時雇用する従業員の定義」対象者参照

※過去にアドバイザー派遣事業を受けられた方は対象外となります。

## 3. 実施内容

### (1) 専門家によるコンサルティング

アドバイスについては、以下に記載する内容を実施します。

コンサルティングは支援対象企業のテレワーク導入目的や基本方針の確認から、テレワーク導入試行の結果を踏まえた課題分析と改善策の提案、及び本事業終了後に支援対象企業が引き続きテレワーク導入の取組を進めるにあたってのアドバイスの実施までを行います。

(ア) テレワーク導入の基本方針、計画策定に対する支援

(イ) テレワーク導入に向けた社内体制構築、環境整備、社内規定整備等に対する支援

(ウ) 支援対象企業におけるテレワーク導入試行に対する支援

(システム導入及びシステム運用支援を含む)

(エ) テレワーク導入試行に対する課題検証・フォローアップ

なお、アドバイスを行うにあたっては、テレワーク導入の際に課題となる

①情報セキュリティ、②労務管理、③従業員とのコミュニケーション、④導入コストの4項目については、必ず支援を行います。

支援対象企業へのコンサルティングは、訪問またはWEB会議にて実施することとし、1～3回以上（1回あたり2時間程度）実施します。必要に応じてメールや電話等によるフォローも行います。

### (2) テレワーク試行期間

従業員がテレワークを体験する試行期間は、1社あたり1か月以上とし、支援対象企業との調整により決定します。

(3) テレワーク導入試行時のテレワークシステムの提供及びシステム導入・運用支援

テレワーク導入の試行にあたっては、株式会社イマクリエが選定したテレワークシステム3種類（情報セキュリティ、労務管理、コミュニケーションのためのツール）を支援対象企業へ提供します。また、テレワークで利用するパソコン等へのシステム導入を支援し、試行期間中は支援対象企業やテレワークを利用する従業員からのシステム運用に関する質問等に対応できるサポート体制（電話やメールによる対応）を構築します。

なお、テレワークに利用するパソコン等の端末機器及びインターネット接続環境は支援対象企業で用意するものとし、テレワークシステム導入及びシステム運用支援に係る費用は、試行期間中、上記のものの内1種類に限り株式会社イマクリエが無償で提供します。

(4) アンケートの実施

支援対象企業及びテレワークを体験した従業員を対象に、本事業による効果等に関するアンケートを実施します。

(5) 事例紹介記事の作成

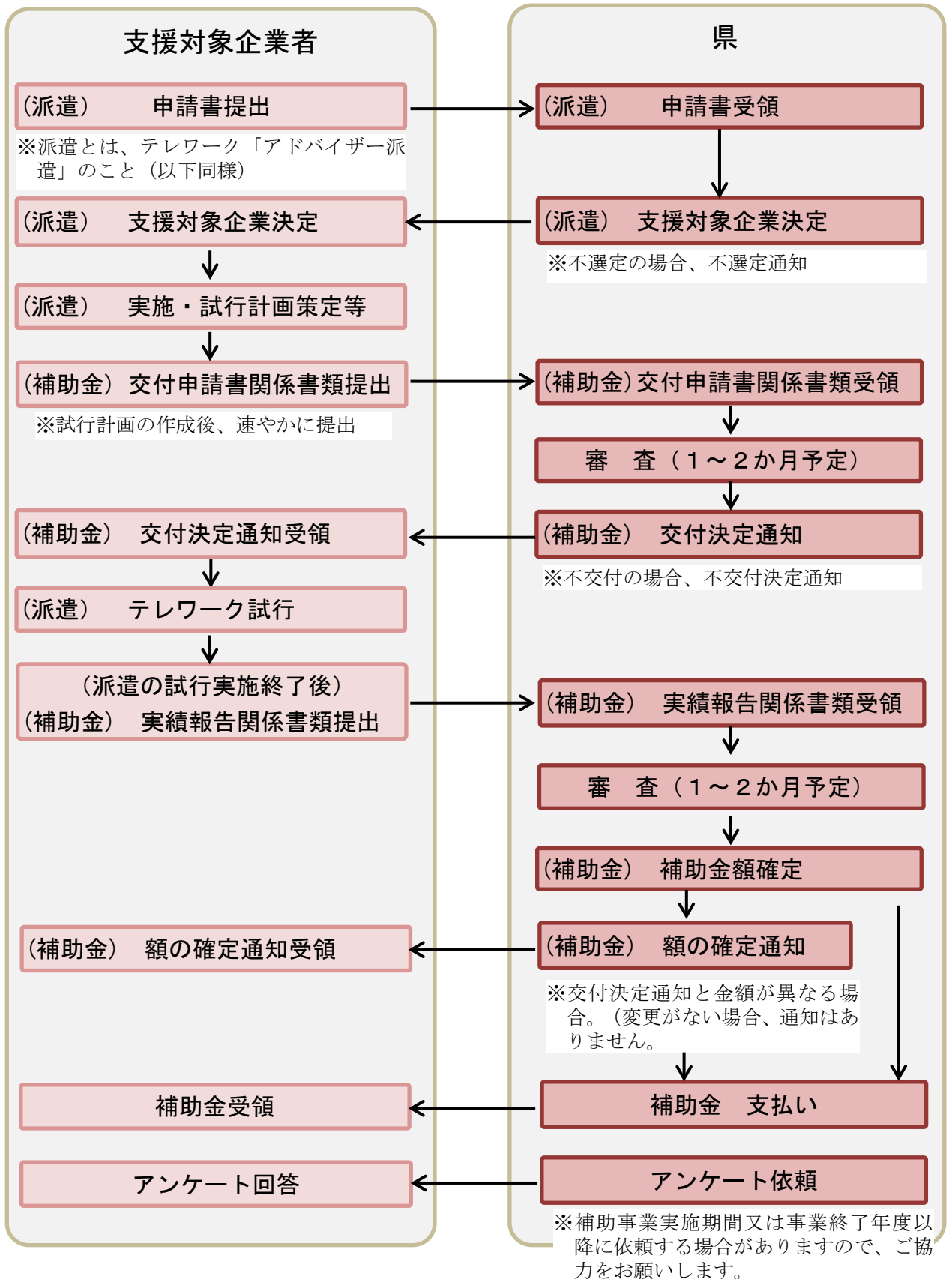
支援対象企業の取組は、事例紹介の記事として取りまとめるため、アンケート等へのご協力をお願いします。記事はウェブページ等にて公表します。

(6) テレワーク導入促進事業費補助金の申請支援

申請書類の作成等を助言します。

※申請書類を代筆したり、代行して作成をするわけではありません。

#### 4. 応募から補助金の申請、実証事業終了までの流れ



## 5. 応募手続及び募集期間

アドバイザー派遣を希望する企業・団体は、以下のサイト内のフォームより、お申し込みください。

(URL) <https://www.imacrea.co.jp/kanagawakenncho/>



(二次元コード)

応募期間:令和3年7月30日(金)～

※申込みは先着順になります。また提出された書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

## 6. 補助金について

補助金の対象経費や補助率は、令和3年度神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金に基づくため、公募要領をご覧ください。

(URL) <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/teleworkhojo2021.html>



(二次元コード)

※補助対象期間は、交付決定日から令和3年12月22日(水)までになります。

☆注意 アドバイスに基づく機器等であっても、補助金の交付決定日の前日以前「発注・契約・購入・納品・支払い・テレワーク実施」したものは、補助の対象となりませんので、ご注意ください。そのため、補助金をご希望の企業は、交付決定後に「発注・契約・購入・納品・支払い・テレワーク実施」となるため、1回目のアドバイザー派遣で、テレワークの、試行計画の策定次第、速やかに補助金の申請書をご提出いただく必要があります。P3 期間等注意の上、アドバイザー派遣にご応募ください。

## 7. 結果通知

結果通知は、電子メールあるいは電話等にて通知いたします。

## 8. 企業・個人情報の取扱い

本事業において収集した企業情報及び個人情報については、神奈川県テレワーク導入促進事業以外には使用いたしません。また、本事業終了後の実証で得られた調査及び検証結果のデータの所有権につきましては、神奈川県が権利を保有します。

本事業で得られた事例については、企業名等を含め公表させていただきますので、予めご了承ください。

## 9. 問合せ先

本応募要項に関する問合せは、以下の窓口宛に電話又は電子メールにてお願いします。

令和3年度 神奈川県 テレワーク導入促進事業事務局(株式会社イマクリエ)

【E-Mail】 [r3kanagawa-adv@imacrea.co.jp](mailto:r3kanagawa-adv@imacrea.co.jp)

【TEL】 03-6632-8065

平日(祝日、年末年始を除く)8:30~12:00/13:00~17:15

**(1) アドバイザー派遣における中小企業者の定義**

選択 番号	業種 (業種分類は、日本標準産業分類に基づきます。)		中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
			資本金の額又は 出資の総額	常時雇用する 従業員の数 ※注
①	小売業・ 飲食業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)	5,000万円以下	50人以下
②	サービス 業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)	5,000万円以下	100人以下
③	卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)	1億円以下	100人以下
④	製造業・ 建設業・ 運輸業そ 他の業 種(①~ ③を除 く)	上記を除く全て	3億円以下	300人以下

ただし、次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、本事業の対象外とします。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※注 次のページの「2 アドバイザー派遣における常時雇用する従業員の定義」参照

(※ 対象者の範囲)

対象となる者 (補助金を申請する場合は補助要件等を満たす必要があります。)	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人事業主</li> <li>・ 個人開業医</li> <li>・ 株式会社</li> <li>・ 合名会社</li> <li>・ 合資会社</li> <li>・ 合同会社</li> <li>・ 特別の法律により設立された法人               <ul style="list-style-type: none"> <li>医療法人</li> <li>宗教法人</li> <li>学校法人</li> <li>農事組合法人</li> <li>社会福祉法人</li> <li>など</li> </ul> </li> <li>・ 事業協同組合</li> <li>・ 事業協同小組合</li> <li>・ 信用協同組合</li> <li>・ 協同組合連合会</li> <li>・ 企業組合</li> <li>・ 協業組合</li> <li>・ 商工組合</li> <li>・ 商工組合連合会</li> <li>・ (特例) 有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)</li> <li>・ 弁護士法に基づく弁護士法人</li> <li>・ 公認会計士法に基づく監査法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大企業(みなし大企業を含む)</li> <li>・ 申請時点で開業していない創業予定者</li> <li>・ 「令和2年度神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金」の交付を受けている事業者</li> <li>・ 事業実施場所が同一の場合の重複申請</li> <li>・ 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とする者</li> <li>・ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの</li> <li>・ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの</li> <li>・ その他知事が不相当と認める者</li> </ul>
<p>※ 前ページの中小企業者への該当について、「資本金の額又は出資の総額」を持たない事業主は、「常時雇用する従業員の数」によって判断します。</p>	

## (2) アドバイザー派遣における常時雇用する従業員の定義

本事業では、「常時雇用する従業員」とは次の方を指します。

- ① 期間の定めなく雇用されている従業員
- ② 1年間を超えて引き続き雇用されている従業員または1年間を超えて雇用される見込みのある※従業員

※ 「見込みのある」とは、労働契約書等により採用時から通算して1年間を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します

## 10. 公募要領改訂履歴

改訂日	版	該当ページ	改訂内容
2021.7.30	—	—	初版掲載
2021.9.3	2.0 版	P.5	2. 応募資格の「※過去にアドバイザー派遣事業およびテレワーク導入促進事業費補助金を受けられた方は対象外となります。」を「※過去にアドバイザー派遣事業を受けられた方は対象外となります。」に変更